【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

<table>
<tr><td>1</td><td colspan="2">政策評価の対象とした政策の名称</td><td>銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">対象税目</td><td>①　政策評価の対象税目</td><td>国税：法人税（義）
地方税：法人住民税（義）、法人事業税（義）</td></tr>
<tr><td>②　上記以外の税目</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td colspan="2" rowspan="2">内容</td><td>《制度の概要》
　銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）については、租税特別措置法において以下の特例が措置されている。
<table>
<tr><th></th><th></th><th>機構の法人税に係る特例</th><th>（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い</th></tr>
<tr><td>①</td><td>欠損金の繰越控除の繰越期間</td><td>制限なし</td><td>10 年間</td></tr>
<tr><td>②</td><td>繰越控除される欠損金の限度額</td><td>所得金額の 100%</td><td>所得金額の 50%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>《関係条項》
・租税特別措置法第 66 条の 11 の4</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">担当部局</td><td>金融庁企画市場局信用課</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">評価実施時期及び分析対象期間</td><td>評価実施時期：令和8年8月
分析対象期間：令和4年度～令和7年度</td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">創設年度及び改正経緯</td><td>令和4年度　創設（令和4年度税制改正において、機構の設立根拠法である銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律から租税特別措置法に移管し、創設されたもの）</td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="2">適用期間</td><td>①　令和 14 年3月末まで
②　令和 18 年3月末まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td rowspan="2">必要性等</td><td rowspan="2">①　政策目的及びその根拠</td><td>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
　銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。</td></tr>
<tr><td>《政策目的の根拠》
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）
（目的）
第1条　この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</td></tr>
</table>

		②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標Ⅰ－2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構による、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能の発揮に資するものと考えられる。
9	有効性等	①	適用数	適用数の実績はない。
				【算定根拠】 ―
		②	適用額	適用額の実績はない。
				【算定根拠】 ―
		③	減収額	減収額の実績はない。
				【算定根拠】 ―
		④	効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 機構は、その設立から令和7年度末までの間に、3兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行ってきているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 銀行等保有株式取得機構「銀行等保有株式取得機構の買取実績」
				《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例が措置されなかったとすれば、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が損なわれ、経済情勢等の急激な変動が発生した場合において、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができなくなるおそれがあったものと認められる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ― ○直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由 他の政策手段として妥当なものは存在せず比較は困難であるが、機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保や国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とそ

				の効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。
				《適用数（9①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例は機構のみを適用対象とするものであり、今後においても機構のみが適用対象となる。 また、分析対象期間（令和4年度～令和7年度）における適用実績はないものの、機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保や国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する有効性は高いものと考えられる。
		⑤	税収減を是認する理由等	機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	機構の業務は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 また、当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることも踏まえると、経済情勢等の急激な変動が発生した場合においても、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができるよう、本特例措置により機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保する必要がある。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、機構が銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての役割を十分に果たすことで、銀行等の健全な経営基盤の構築に貢献している。 こうした銀行等の健全な経営基盤は、当該銀行等による地域における金融機能の発揮、さらには金融システム全体の安定性確保や地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。
11	有識者の見解			―
12	評価結果の反映の方向性			本特例措置は、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構による、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能の発揮に資するものであるため、引き続き、本特例措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和3年8月